

賃貸借契約書（複写機）

次の賃貸借について、発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づいて、下記事項によって契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

1	品名	
2 対象物件	本体品番	
	数量	
	設置場所	
3	賃貸借料	1枚当たり単価 モノクロ 円 銭 カラー 円 銭 (いずれも消費税及び地方消費税を含まない)
4	契約保証金	免除（倉敷市財務規則第175条第7号による）
5	賃貸借期間	
6	特記事項	次のアからウの合計金額を1枚当たりの通し単価として換算する。 ア 対象物件の当初搬入、設置、調整、賃貸借期間内の継続的設置、撤去費用 イ 賃貸借期間内の対象物件の保守（毎月の定期点検）、ドラム・トナー等の消耗品（予備を含む）を点検又は発注者の申出により速やかに交換・供給するための費用 ウ 公租公課、ドラム・トナー等の消耗品代（用紙代、電気代は発注者負担）

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者とが双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

倉敷市西中新田640番地

倉敷市

倉敷市長 伊東香織

受注者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書、この契約書に付属する仕様書、入札説明書に対する質疑回答書及び入札説明書（以下、この契約書から入札説明書までを総称して「契約書等」という。）に定めるところにより、この契約を履行しなければならない。

2 発注者は、受注者から貸与された対象物件を本来の用法に従って使用するとともに、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

3 受注者は、対象物件の使用・管理に関する情報を適宜発注者に通知するなど、発注者が実施する対象物件の使用・管理に協力しなければならない。

4 発注者は、この契約を履行するために必要な情報、資料等を受注者に提供し、合理的な範囲で受注者に協力する。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この契約書等における期間の定めについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、岡山地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約に定める催告、指示、請求、通知、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、対象物件にかかる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利について、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(仕様書の変更)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、賃貸借期間若しくは賃貸借料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第6条 この契約の履行について生じた受注者の損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 受注者は、この契約の履行にあたり発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由又は天災地変等誰の責めでもない理由の場合は、この限りでない。

(発注者の秘密の保持)

第7条 受注者は、この契約の履行にあたり知り得た発注者の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。契約期間が満了した後も同様とする（以下この条において同じ。）。

2 受注者は、発注者の秘密をむやみに複写等してはならない。

3 受注者は、発注者の秘密が漏洩、盗難等された場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

4 受注者は、受注者の使用人に対し、発注者の秘密の保持を徹底するよう指導教育しなければならない。

(対象物件の設置及び動作確認等)

第8条 受注者は、対象物件を設置期限までに設置場所に設置し、正常に動作することを確認するものとする。

2 受注者は、別に定めた場合を除き、対象物件の設置、動作確認及び保守の際、必要最小限の範囲で発注者の電気・水道その他必要な設備等を使用することができる。

3 受注者は、対象物件の設置を完了したときは、納品書をもってこの旨を発注者に通知しなければならない。

(引渡検査)

第9条 発注者は、前条第3項による通知を受けた日から10日以内(通知を受けた日を1日と算入する。以下この条において同じ。)に引渡検査を行うものとする。

2 発注者は、対象物件が前項の引渡検査に合格しなかったときは、受注者に対象物件の交換、補修、その他必要な手直し等(以下「手直し等」という。)を指示する。受注者は、遅滞なくこれに従い、手直し等を実施し、再度引渡検査を受けなければならない。

3 前項に規定する再度引渡検査の場合において、第1項に定める期間は、受注者が手直し等を完了した日からとする。

4 第1項及び第2項の引渡検査に要する費用は、前条第2項に規定するものを除き、すべて受注者の負担とする。

5 受注者は、第1項及び第2項の引渡検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、引渡検査の結果について、異議を申し立てることができない。

(危険負担)

第10条 対象物件の占有の状態にかかわらず、対象物件にかかる危険負担は、引渡検査合格前は、受注者が負担し、引渡検査合格後は、発注者が負担する。

(所有権の表示)

第11条 受注者は、対象物件に受注者が所有者である旨を表示することができるものとする。

(公租公課)

第12条 対象物件にかかる公租公課は、受注者の負担とする。

(対象物件の保守)

第13条 受注者は、対象物件を正常に作動させるため、対象物件の定期点検、調整、消耗品の補充、交換等の保守を実施しなければならない。

2 前項の保守にかかる費用は、第8条第2項に規定するものを除き、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、引渡検査合格後対象物件が、規格、性能、機能等に関して契約の内容に適合しないものであることが判明したときは、受注者に対しての修補又は代替物の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の請求を求めることができる。ただし、再賃貸借契約においてはこの限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(設置場所の変更)

第15条 発注者の都合により、設置場所を変更する場合は、事前に受注者に通知し承諾を得るものとする。

2 前項の設置場所の変更にかかる費用は、発注者の負担とする。

(対象物件の滅失及びき損)

第16条 発注者は、対象物件の引渡検査合格後から賃貸借期間満了後までの間に対象物件が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失(修理不可能又は著しく修理が困難な場合を含む。)又はき損した場合も、この契約の債務を履行しなければならない。ただし、対象物件の滅失又はき損が、対象物件を製造した企業等又は受注者の責めに帰す場合は、この限りでない。

2 前項の場合、発注者は、対象物件の予定使用枚数に1枚当たりの単価を乗じた金額に、消費税及び地方消費税を加算した額(以下「予定総金額」という。)のうち既に支払った額を除いた額を一括して受注者に支払うことにより、この契約(対象物件の保守や保険加入などこの契約に付属する全ての契約を含む。)を終了させることができるものとする。

3 第1項の場合において、受注者が動産保険等による保険金を受領したときは、当該保険金を賃貸借料に充当するものとする。

(対象物件の返還)

第17条 受注者は、賃貸借期間が満了したときは、遅滞なく対象物件を引き取らなければならない。

2 受注者は、別に定めた場合を除き、対象物件の引き取りの際、必要最小限の範囲で発注者の電気・水道その他必要な設備等を使用することができる。

(賃貸借料の請求及び支払い)

第18条 別に定めた場合を除き、賃貸借料は月払いとする。

2 受注者は、毎月の使用枚数に1枚当たりの単価を乗じた金額に、消費税及び地方消費税を加算した額(以下「請求額」という。)を請求することができる。

3 請求額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 発注者は、第2項の規定により受注者から請求書を受領したときは、請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

(発注者の催告による契約解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、引渡期限を過ぎても物件の引渡しをしないとき。
- (2) 引渡期日経過後相当の期間内に引渡しを完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者又はその代理人その他使用人等が、第9条の引渡検査の執行を妨げたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させたとき。
- (2) 物件の引渡しを完了することができないことが明らかであるとき
- (3) 受注者が物件の引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が、契約の履行に当たって必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (9) 第24条又は第25条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 暴力団又は暴力団員が、受注者の経営等に関与していることが発覚したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第22条 発注者は、賃貸借期間が満了しない間は、第19条及び第20条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、予定総金額のうち既に支払った額を除いた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能

となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
（受注者の催告による解除権）

第24条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第25条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により仕様書等を変更したため貸借料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項又は前条の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第26条 第24条又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による解除をすることができない。

（契約解除に伴う措置）

第27条 発注者は、契約が解除された場合において、必要があると認めるときは、対象物件を検査の上、引渡しを受けることができる。引渡しを受けたときは、これに相当する貸借料を受注者に支払わなければならない。ただし、違約金を徴収するときは、貸借料はこれと差し引き清算することができる。

2 前項に規定する措置の期限、方法等については、契約の解除が第19条、第20条又は第23条第1項第2号の規定によるときは発注者が定め、第22条、第24条又は第25条の規定によるときは発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第28条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対しこの契約及びこの契約に係る変更契約による予定総金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約が完了した後においても、同様とする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

4 第1項の規定に該当する場合においては、発注者は催告によらずこの契約を解除することができる。

(遅延損害金)

第29条 発注者は、受注者が正当な理由がなく第9条に規定する引渡検査に合格しない場合、又は受注者が正当な理由なく対象物件の保守を行わない場合、遅延損害金を徴収するものとする。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、当該対象物件に係る予定総金額につき年3パーセントの割合で計算した額とする。

(賠償金等の徴収)

第30条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日までの日数に応じ、その支払わない額につき年3パーセントの割合で計算して得た利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、当該追徴額につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(契約外の事項)

第31条 この契約書等に定めのない事項又は発注者と受注者との間に紛争若しくは疑義の生じた場合は、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。